最終更新日：2015年7月17日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 北村 邦太郎
問合せ先：03-6256-6000
証券コード：8309
http://www.smth.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

（1）コーポレートガバナンスの基本的な考え方
当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、コーポレートガバナンスに関する指針として「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社Webサイトに掲載しています。
http://www.smth.jp/about_us/governance/policy.pdf

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。
・当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
・当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、顧客、社員、事業パートナー及び地域社会を始めとした様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
・当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
・当社は、グループの業務執行管理機能を担う金融持株会社として、取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

（2）グループにおける当社の役割と機能
当社グループにおいては、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント及び三井住友トラスト基礎研究所（本報告書では３社総称して、「直接出資子会社」といいます）が、それぞれの業務執行を単独で完結できる経営体制を有しており、当社は「業務執行管理型持株会社」として、次の機能を担っています。
≪グループ経営戦略企画機能≫
直接出資子会社の事業戦略の調整を図り、グループ全体の収益及び株主価値の最大化を図る経営戦略を策定します。
≪業務運営管理機能≫
業務運営は直接出資子会社が担う一方、持株会社は直接出資子会社の業務運営状況をグループ戦略との整合性等の観点から管理するとともに、各業務の業績把握等を行います。
≪経営資源配分機能≫
グループの経営資源(人員・経費・システム投資・資本等)の配分を行うとともに、直接出資子会社における経営資源の使用状況を管理します。
≪リスク管理統括機能≫
グループ全体のリスク管理の基本方針を策定するとともに、直接出資子会社のリスク管理状況のモニタリング等を行います。
≪コンプライアンス統括機能≫
グループの企業倫理としての基本方針及び役員及び社員の行動指針としての遵守基準を策定するとともに、直接出資子会社におけるコンプライアンス遵守状況のモニタリング等を行います。
≪内部監査統括機能≫
グループ全体の内部監査の基本方針を策定するとともに、直接出資子会社の内部監査態勢の整備状況等を把握し、直接出資子会社に対して必要な指示等を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】
＜株式等の政策保有に関する方針＞
・当社グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の株式等（以下、「政策保有株式」といいます。）を保有しません。

・政策保有株式のうち、主要なものについては、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し、取締役会において報告を行います。
・当社グループは、政策保有株式について、保有する意義や合理性が認められない場合には、市場への影響を含め各種考慮すべき事情に配慮したうえで、原則売却します。

＜政策保有株式に係る議決権行使基準＞
・当社及び当社の中核子会社たる三井住友信託銀行は、政策保有株式の発行会社（以下、「政策保有先」といいます。）の経営状況等を勘案し、政策保有先及び当社グループの中長期的な企業価値の向上の観点から、議案毎に賛否を総合的に判断し、議決権を行使します。
・政策保有先の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合には、政策保有先との対話を含む様々な方法により、十分な情報を収集のうえ、議案に対する賛否を判断します。
・政策保有株式に係る議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、当社が別途定める利益相反管理方針に従い、適切な対応を実施します。

【原則１－７】
＜関係当事者間取引の管理体制＞
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第１１条（関係当事者間取引の管理体制）において、当社グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものと定めています。

【原則３－１】
＜経営理念、経営戦略、経営計画、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針＞
・当社グループでは、グループのすべての役員・社員が共有し、あらゆる活動の拠り所となる経営の基本原則として、グループの経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、及び行動規範（バリュー）を定め、当社Webサイトに掲載しています。
http://www.smth.jp/about_us/philosophy/index.html
・当社は、2014年度から2016年度の３年間を計画期間とする中期経営計画を策定し、当社Webサイトに掲載しています。
http://www.smth.jp/news/2014/140521.pdf
・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針等については、本報告書１．（１）コーポレートガバナンスの基本的な考え方に記載していますのでご参照ください。

＜取締役等の報酬決定の方針・手続き＞
役員報酬体系等に関して、取締役会から諮問を受け、任意の委員会である指名・報酬委員会が、その適切性等について検討し、答申を行い、取締役会において決定を行います。指名・報酬委員会については【任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性】に、取締役の報酬に関する詳細は【取締役報酬関係】にそれぞれ記載していますので、ご参照ください。

＜取締役・監査役候補者の指名方針・手続き・個々の選任理由＞
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」の第５条（取締役の資質及び指名手続き）、及び第６条（監査役の資質及び指名手続き）に定める指名方針及び手続きに沿って、幅広い多様な人材の中から取締役及び監査役候補者を決定することとしています。
また、個々の選任理由につきましては、本報告書の別表をご参照ください。
（社外取締役及び社外監査役については本報告書【取締役関係】及び【監査役関係】に記載していますのでご参照ください）

【補充原則４－１－１】
＜経営陣に対する委任の範囲の概要＞
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第３条（取締役会の役割）において、次の通り定めています。
・取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。
・前項の重要な業務執行以外の業務の執行及びその決定については、経営会議等の下位の会議体及び当該業務の統括役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び役員等の職務執行の状況を監督します。

【原則４－８】
＜少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任するための取組方針＞
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第４条（取締役会の構成）において、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の占める割合を原則３分の１以上として運営する旨定めています。
また、「コーポレートガバナンス基本方針」第５条（取締役の資質及び指名手続き）により、社外取締役の選任に当たっては、当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれが無いと認められる者、当社の経営理念を理解し、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有する者、社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や経験を生かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者、との指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定することとしています。

【原則４－９】
＜独立社外取締役にかかる独立性判断基準＞
当社は独立社外役員にかかる独立性判断基準を制定し、当社Webサイトに掲載していますが、その詳細については、本報告書【独立役員関係】に記載するとともに当社Webサイトに掲載しています。
http://www.smth.jp/about_us/governance/independence.pdf

【補充原則４－１１－１】
＜取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方＞

当社は、取締役候補者を決定するに際し、幅広い業務領域において、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、信託銀行グループとしての幅広い業務領域に相応しい、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保することとしており、「コーポレートガバナンス基本方針」の第４条（取締役会の構成）、第５条（取締役の資質及び指名手続き）、及び第６条（監査役の資質及び指名手続き）に詳細を定めています。

【原則４－１１－２】
＜取締役・監査役における、他の上場会社の役員の兼任状況＞
社外取締役及び社外監査役における、他の上場会社の役員の兼任状況については、本報告書【取締役関係】及び【監査役関係】に記載しています。
社外取締役及び社外監査役以外の取締役及び監査役については、他の上場会社の役員の兼任はありません。

【原則４－１１－３】
＜取締役会全体の実効性に係る分析・評価の結果の概要について＞
社外取締役及び監査役に対して、取締役会事務局が定期的にヒアリングの場を設け、取締役会の実効性、事前の情報提供やサポート等の運営体制、取締役会で取り上げるべきテーマなどの確認を実施し、結果を取締役会議長と共有のうえ、取締役会運営の向上に資する必要な改善を実施しています。直近は２０１４年度に実施しており、取締役会が実効的に機能している旨を確認しています。

【補充原則４－１４－２】
＜取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第７条（取締役及び監査役の研修等の方針）において、取締役・監査役に対するトレーニングの方針を、次の通り定めています。
・当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役及び監査役の職務執行を支援する。
・当社の社外取締役及び社外監査役は、その役割及び機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成する。

【原則５－１】
＜株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針＞
当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第１５条（株主等との建設的な対話に関する方針）において、株主等との建設的な対話に関する方針を、次の通り定めています。
・当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めていきます。
・当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでいきます。

株主との建設的な対話を促進するため、当社はＩＲ活動を積極的に行っています。取組みや方策等、詳細については【ＩＲに関する活動状況】をご参照ください。

２．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	189,868,000	4.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	163,628,000	4.19
ＳＴＡＴＥ ＳＴＲＥＥＴ ＢＡＮＫ ＡＮＤ ＴＲＵＳＴ ＣＯＭＰＡＮＹ	80,497,666	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	65,007,000	1.66
ＴＨＥ ＢＡＮＫ ＯＦ ＮＥＷ ＹＯＲＫ ＭＥＬＬＯＮ ＳＡ／ＮＶ １０	56,225,691	1.44
ＳＴＡＴＥ ＳＴＲＥＥＴ ＢＡＮＫ ＡＮＤ ＴＲＵＳＴ ＣＯＭＰＡＮＹ ５０５２２５	50,327,115	1.28
ＳＴＡＴＥ ＳＴＲＥＥＴ ＢＡＮＫ ＷＥＳＴ ＣＬＩＥＮＴ － ＴＲＥＡＴＹ ５０５２３４	46,623,012	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	45,405,000	1.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	45,139,000	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口６）	45,139,000	1.15

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

・大株主の状況については、2015年3月31日現在を記載しております。
・割合(%)については、小数点第3位以下を切り捨てています。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
篠原 総一	学者											
鈴木 武	他の会社の出身者											
荒木 幹夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びｆのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠原 総一	○	・同志社大学名誉教授 ・京都学園大学教授	国際経済学及びマクロ経済学を専門とする経済学者であり、国内外の経済に関する豊富な知見と高い見識を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役に選任しています。また、経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められ、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しています。
鈴木 武	○	・元トヨタ自動車株式会社専務取締役 ・元あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長 ・株式会社アイチコーポレーション社外取締役	上場会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般にわたり助言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められ、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しています。
荒木 幹夫	○	・元株式会社日本政策投資銀行代表取締役副社長 ・一般財団法人日本経済研究所理事長 ・近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役 ・日本貨物鉄道株式会社社外監査役	経済人としての豊富な経験と金融についての深い見識を有しているため、経営全般にわたり助言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められ、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	同上	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

「指名・報酬委員会」（「コーポレートガバナンス基本方針第９条（指名・報酬委員会）」）
当社は、取締役会の諮問機関として、2015年6月に、任意の委員会である「指名・報酬委員会」を設置しました。指名・報酬委員会は委員の過半数を社外取締役が占めることを原則とし、当社の取締役及び監査役候補者の選任プロセス、資質及び指名理由、独立社外役員

にかかる独立性判断基準、並びに役員報酬体系等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行い、取締役会は、指名・報酬委員会の答申を得て、取締役候補者の選定及び役員報酬体系等の決定を行います。

＜指名・報酬委員会の当初の委員＞
委員長 荒木 幹夫（社外取締役）
委員 篠原 総一（社外取締役）
委員 鈴木 武（社外取締役）
委員 常陰 均（取締役会長）
委員 北村邦太郎（取締役社長）

「監査委員会」（「コーポレートガバナンス基本方針第１０条（監査委員会）」）
当社は、上記の指名・報酬委員会に加え、更なる経営の透明性とプロセスの適切性を確保するため、取締役会の諮問機関として任意の委員会である「監査委員会」（議長：社外取締役）を、2015年6月に設置しました。
監査委員会は、委員の過半数を社外取締役が占めることを原則とし、当社の内部監査計画及び内部監査に関する重要な事項に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等を検討し、答申を行い、取締役会は、監査委員会の答申を得て、内部監査計画等の承認を行います。なお、現在の監査委員会の構成は、全委員5名のうち、3名を社外取締役が占め、委員長は社外取締役が務めています。

＜監査委員会の当初の委員＞
委員長 篠原 総一（社外取締役）
委員 鈴木 武（社外取締役）
委員 荒木 幹夫（社外取締役）
委員 越村 好晃（内部監査部統括役員）
委員 土屋 正裕（三井住友信託銀行内部監査部担当役員）

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、監査に関する情報、会計監査計画、会計監査実施状況、監査結果等について報告を受け意見交換を行うとともに、必要に応じて随時意見交換及び情報交換を行い、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監査しております。
また、内部監査部と定期的に会合をもち、相互に意見・情報交換を行っております。
以上のほか、監査役会、内部監査部及び会計監査人の三者による会合を定期的に開催する等、監査役は内部監査部門及び会計監査人との連携強化を図り監査の実効性確保を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉本 徹也	その他													
齋藤 進一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉本 徹也	○	元高松高等裁判所長官	法曹界における豊富な経験と高い倫理観を当社の監査に生かしていただくため社外監査役に選任しています。また、その経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められるため独立役員に指定しています。
齋藤 進一	○	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長 シャープ株式会社社外取締役	大手総合商社の財務部門や大手監査法人のコンサルティング部門での勤務経験を踏まえた財務・会計、海外事業、ファイナンス、企業再生等に関する豊富な経験と知見を当社の監査に生かしていただくため社外監査役に選任しています。また、その経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められるため独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名

その他独立役員に関する事項

当社は独立社外役員にかかる独立性判断基準を制定し、当該基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれが無いと認められる社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しています。
なお、当社の独立社外役員にかかる独立性判断基準の内容は次の通りです。

「独立社外役員にかかる独立性判断基準」
１．以下各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。
（１）当社又は当社の関係会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は過去において業務執行者であった者
（２）当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社（以下、「中核子会社」という。）を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
（３）当社又は中核子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
（４）当社の現在の大株主（議決権所有割合１０％以上）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
（５）当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
（６）資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
（７）現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近３事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者

（８）当社の主幹事証券会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
（９）最近３年間において、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人
（１０）法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近３年間において業務執行者であった者
（１１）当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
（１２）当社又は当社の関係会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者
（１３）上記（１）、（２）、（３）、（９）及び（１０）のいずれかの者の近親者（配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族）である者

２．上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立社外役員としての要件を充足しており、当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立社外役員候補者とすることができる。

３．当社は、取引先（法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む）又は寄付金等（弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む）について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立社外役員（候補者を含む）の独立性が十分に認められ、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれが無いものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。

＜取引先＞
・当社及び中核子会社の当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）への支払額が、当該取引先の過去３事業年度の平均年間連結総売上高の２％未満であること
・当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の２％未満であること
＜寄付金等＞
・受領者が個人の場合： 当社及びその子会社から収受する金銭が、過去３年平均で年間1,000万円未満であること
・受領者が法人の場合： 当社及びその子会社から収受する金銭が、過去３年平均で年間1,000万円又は当該法人の年間総費用の３０％のいずれか大きい金額未満であること

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

株価上昇及び中長期的な連結業績向上に対する貢献意欲や士気を従来以上に高め、株主利益の向上を図ることを目的として、当社及び当社の子会社である三井住友信託銀行の取締役（除く社外取締役）及び執行役員を対象に、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。
また、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を高めること等を目的として、役員報酬から役員持株会への拠出を推奨しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

新株予約権の割当ての対象者は当社及び三井住友信託銀行の取締役(除く社外取締役)及び執行役員としております。
2014年の第4回ストック・オプションは合計63名に404個の新株予約権を付与しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2014年度につきましては、総額で取締役182百万円、監査役45百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬につきましては、当社グループの着実かつ持続的な成長を実現していくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指しています。

（1）報酬体系
当社は、中核子会社である三井住友信託銀行が、幅広い事業分野でビジネスを行っており、短期収益の追求よりも、中長期にわたる顧客基盤拡充により受託資産等の規模拡大を目指し、それによって収益の増大を図る経営スタイルをとっています。
こういった信託銀行の特性を背景に、役員報酬に関しては、短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ること無く、役員の経営者としての資質や能力を重視し、中長期的な業績評価も反映した総合的な評価をベースにした制度・体系を構築しています。
具体的に、当社及び三井住友信託銀行の取締役（除く社外取締役）及び執行役員の報酬に関しては、次の体系としています。
・原則として、月例報酬、役員賞与、株式報酬型ストック・オプションの組み合わせで支給を行うこととし、年度毎の報酬方針及び報酬テーブルについては、取締役会において決議を行う。
・月例報酬に関しては、役位毎固定額の「固定報酬」と、役員個人毎の前年度評価をベースにしつつも、中長期的な業績貢献も反映する「業績報酬」の二本立てとする。
・役員賞与は、経営環境、会社業績等を総合的に勘案して支給総額を決定し、役員個人毎の前年度業績を反映して、配分額を決定する。
・株式報酬型ストック・オプションは、役位毎に決定する付与個数をベースに、役員個人毎の業績評価等を反映して加減を行い、付与個数を決定する。
・役員持株会に関しては、役位毎にターゲット保有株数を定め、役員個人が当該ターゲット保有株数を参考に、自主的に積立金額を判断する仕組みとする。
また、当社及び三井住友信託銀行の社外取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、社内取締役の報酬水準、世間水準等を考慮して、取締役会において決議を行っています。
なお、当社及び三井住友信託銀行の監査役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、取締役の報酬水準、世間水準等を考慮して、当社あるいは三井住友信託銀行の監査役として相応しい水準を、監査役に協議いただいています。

（2）報酬決定手続き
当社及び三井住友信託銀行の取締役及び執行役員の報酬体系や報酬テーブル、また役員個人の報酬額等は、次の通りの手続きにより決定していきます。
・当社取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬委員会において、当社及び三井住友信託銀行の役員報酬関連の諮問事項（役員報酬体系、役員報酬テーブル、その他重要事項）について検討を加えた上で、各取締役会に答申する。
・指名・報酬委員会の委員は、原則として社外取締役を過半数とし、委員長は委員の互選とするが、原則社外取締役から選任する。
・業績評価に基づく当社及び三井住友信託銀行の取締役（除く社外取締役）及び執行役員個人の月例報酬額、賞与額、株式報酬型ストック・オプション付与個数等については、社内役員で構成する業績評価会議で立案し、取締役会において決議を行う。
・なお、決定された報酬額等については、当社及び三井住友信託銀行の社外取締役及び社外監査役を対象とした説明会において、詳細の報告を実施し、客観的な立場からの意見を聴取する機会を設けている。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については取締役事務局（総務部）が取締役会の議案説明や資料提供等のサポートを行っています。
また、社外監査役については、常勤の監査役が監査役会の場で、重要会議の議事や当社・子会社の調査の内容その他日常の監査活動で収集した監査情報を報告し、情報の共有化を行うとともに、執行側から独立した監査役室のスタッフが、社外監査役に対する資料提供・説明や質問への回答等のサポートを行っています。
上記に加え、2015年6月に「社外役員サポート室」を新設し、社外取締役・社外監査役の役割機能の発揮を支援する体制を強化しました。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）取締役会
取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。
当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である１５名以内とし、グループの業務執行管理機能を担う金融持株会社に求められる実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定します。
また、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の占める割合を原則３分の１以上として運営します。

（2）監査役・監査役会
監査役は、監査役会で策定した監査方針・監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役や執行役員等からの職務執行状況の聴取、重要書類の閲覧、本部や子会社からの報告聴取等により取締役の職務執行状況を監査しています。
また、監査役は、毎月１回内部監査部と定期的に会合をもち、相互に意見・情報交換を行うとともに、会計監査人と定期的に会合をもち、監査に関する情報、会計監査計画、会計監査実施状況、監査結果等について報告を受け意見交換を行い、会計監査人が独立の立場

を保持し、適切な監査を実施しているかを監査しています。
上記のほか、監査役会、内部監査部及び会計監査人の三者による会合を定期的に開催する等、監査役は内部監査部門及び会計監査人との連携強化を図り監査の実効性確保を図っています。

（３）経営諸会議
取締役会の下には、社長を議長とし、関係役員が参加する経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議または決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。
また、取締役会の諮問機関として、2015年6月に「指名・報酬委員会」と「監査委員会」を任意に設置し、役員の指名、報酬及び内部監査に関する重要事項等の決定に際し、さらなる経営の透明性とプロセスの適正性が確保されるよう、取り組んでいます。

＜グループ各社の経営会議等の設置状況＞
◇三井住友トラスト・ホールディングス（持株会社）
・取締役会
・監査役会
・経営会議
・CSR推進会議
・指名・報酬委員会
・監査委員会
・経営管理委員会
・統合的リスク管理委員会
・情報開示委員会

◇三井住友信託銀行
・取締役会
・監査役会
・経営会議
・事業運営役員会議
・執行役員会議
・投融資審議会
・ALM審議会
・受託財産運用審議会
・コンプライアンス委員会
・商品審査委員会
・金融円滑化委員会
・資本配賦委員会
・オペレーショナル・リスク管理委員会
・業務効率化委員会
・与信管理委員会
・投資運用コンサルティング委員会
・IT投資管理委員会
・統合プロジェクト管理委員会
・企業広報委員会

◇三井住友トラスト・アセットマネジメント
・取締役会
・経営会議

◇三井住友トラスト基礎研究所
・取締役会

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由
当社は、長年にわたり培ってきた高度な専門性と幅広い業務領域を有する中核子会社である三井住友信託銀行を中心に、トータルなソリューションをワンストップで展開できる機動力と専門的知見の高さ、卓越した実務精通度を強みとする信託銀行グループという特性を生かした効果的・効率的な経営を実現するとともに、ステークホルダーの期待に応えるため、さらなる経営の透明性を確保し、当グループのコーポレートガバナンスの強化のために必要な体制を整備しています。
これらを実現するため、当社は、業務に精通した取締役が重要な業務執行を決定する監査役会設置会社の形態を採用し、半数以上の社外監査役で構成される監査役会を設置するとともに、取締役会については構成員のうち独立性ある社外取締役の占める割合を原則３分の１以上として運営する旨を当社のコーポレートガバナンス基本方針において定めています。
あわせて、当社は、取締役会の諮問機関として、原則として過半数の社外取締役が参画する指名・報酬委員会及び監査委員会を任意に設置し、コーポレートガバナンスの一層の充実に取組んでいます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月26日開催の定時株主総会につきましては、招集通知を6月4日に発送するとともに、それに先駆け、5月28日には当社Webサイトへの掲載を行い、早期開示に努めました。
集中日を回避した株主総会の設定	―――
電磁的方法による議決権の行使	インターネット、携帯電話による議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（要約）の英訳版を作成し、和文と同じタイミングで、招集通知発送日の1週間前に当社Webサイトに掲載しているほか、議決権行使プラットフォームにも提供し、海外の株主の利便性の向上を図っています。
その他	招集通知電子化に承諾いただいた株主に対して、招集通知を電子メールで送付しています。また、株主総会運営においてはビジュアル化を進めるなど、株主にとってわかりやすい株主総会をめざしています。加えて、株主総会終了後には当社Webサイトに決議通知及び議決行使結果を掲載しているほか、議決権行使プラットフォームにも提供しています。

２．ＩＲに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の方針について、ディスクロージャーポリシーを設け、対外的に公表するとともに、当社グループの役員及び社員に周知し、適切な運営を図っています。ディスクロージャーポリシーにおいて、株主、投資家等が当社グループを理解するために有用と思われる会社情報について、適時性、正確性、公平性を基本要件とし、積極的な開示に努めていくこと等を定めており、当社グループにおけるＩＲ活動の指針としています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等を通じて会社説明会を開催しており、代表取締役、ＩＲ担当役員及びＩＲ担当者が、当社グループの特徴や決算・財務の状況、経営戦略等についてご説明しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に２回（５月、１１月頃）、決算説明会を開催しております。証券会社のアナリストや機関投資家にご参加頂いて、代表取締役が当社グループの決算の状況や経営戦略等の説明を行っています。 また、アナリストや機関投資家に対し、代表取締役、ＩＲ担当役員及びＩＲ担当者による個別ミーティングやグループミーティングを適宜実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、代表取締役またはＩＲ担当役員が、米国、欧州、アジア等の主要機関投資家を訪問し、当社グループの決算・財務状況、経営戦略等の説明を行っています。 また、証券会社が主催する海外機関投資家を対象とする国内のカンファレンスに定期的に参加するとともに、海外のカンファレンスにも参加しています。	あり
	当社は、各種ＩＲ情報、株主向け情報等を発表後、速やかに当社Webサ	

IR資料のホームページ掲載	イト上で公開しています。 主な開示の種類は次の通りです。 決算短信及び決算説明資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算の概要、決算説明会資料、コーポレートガバナンス基本方針、株式の状況、営業のご報告、アニュアルレポート、株主総会招集通知、議決権行使の結果等。 決算説明会及び個人投資家向け会社説明会につきましては、動画配信も実施しています。 なお、当社Webサイトでは、「個人投資家の皆様へ」のページで、個人投資家向けに当社グループの事業や業績について分かりやすく解説しています。 また、海外の機関投資家に対しても、当社の英文Webサイトを通じ各種ＩＲ情報等をタイムリーに提供しています。 和文URL： http://www.smth.jp/ir/index.html 英文URL： http://www.smth.jp/en/ir/index.html
IRに関する部署（担当者）の設置	当社ではＩＲ担当役員を任命するとともに、日常のＩＲ業務につきましては、担当部署としてＩＲ部を設置し、会社情報の適切な開示に努めるとともに、国内外の株主・投資家に対する積極的なＩＲ活動、建設的な対話を通じて透明性の高い企業経営を目指しています。 ＩＲ担当役員： 専務執行役員 北野 幸広 ＩＲ担当部署： ＩＲ部 ＩＲ事務連絡責任者はＩＲ部長が務めています。
その他	＜株主との対話を補助するための社内の有機的な連携＞ ＩＲ担当役員及びＩＲ担当部署は、経営陣や社内各部署との連携を通じて、経営情報等の社内の情報を適切に把握し、適時、正確、公平な開示に努めるとともに、株主、投資家との建設的な対話に活かします。 ＜株主等の意見、ＩＲ活動の経営陣や取締役会へのフィードバック＞ 株主、投資家、アナリストなどからの意見・懸念等については、経営陣に適時・適切にフィードバックを行うと共に、ＩＲ活動の全般的な報告と併せ、定期的に取締役会にも報告を行います。 ＜対話に際してのインサイダー情報の管理＞ インサイダー情報の管理については、当社グループが遵守すべき諸法令や諸規則等、またインサイダー情報の取扱いについて周知することを当社グループ内において定期的に行っており、株主、投資家との対話に際しても厳格な管理、運営を行っています。

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」において、「お客様、株主・投資家、役員および社員、事業パートナー、地域社会、ＮＰＯ、行政、国際機関等のすべてのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たす」ことを規定し、当該方針を対外公表しています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	取締役社長を議長とするグループＣＳＲ推進会議においてＣＳＲ方針を策定し、経営企画部ＣＳＲ推進室を中心にグループのＣＳＲを推進しています。環境保全活動に関しては、グループ共通の「環境方針」「気候変動対応行動指針」「生物多様性保全行動指針」を策定し、当社直接出資子会社において、個人、法人向けの環境関連の投融資商品や信託商品、不動産商品等を提供しています。また、本店ビル、三井住友信託銀行の芝ビル、府中ビル、千里ビルの４拠点において「ＩＳＯ14001」の認証を取得しています。これらのほか、グループの各拠点では、様々な社会貢献活動を実施しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」において、「ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全う」することを規定し、ＣＳＲレポート、当社Webサイト等を通じた情報提供を行っています。

その他	当社グループは、個々人の持てる力を最大限に生かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めており、管理職登用に関しても、男女を問わず能力本位で決定しています。 三井住友信託銀行では、2015年4月1日現在、次のとおり女性の管理職登用を行っています。2020年3月末までに課長級以上300名の登用計画を策定済みです。 部長級以上の女性は11名 課長級以上の女性は191名 係長級以上の女性は1,080名 合計1,282名（全管理職に占める割合は約20%） 女性登用の観点からは、主体的なキャリア形成とネットワーク構築を目的とした研修を実施しています。また、活躍中の女性社員にインタビューした内容を社内イントラネットで公開することにより、様々なロールモデルを共有し、女性社員のキャリア形成の選択幅を広げる施策を実施しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会は、銀行持株会社として、当社及び子会社からなる企業集団の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要な体制」を、以下のとおり整備しています。

（1）コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備について
ア．当社グループのコンプライアンスに関する基本方針について定める。
イ．コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
ウ．本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
エ．毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するとともに、当社直接出資会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
オ．役員及び社員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。
カ．役員及び社員に対し当社業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
キ．反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。

（2）リスク管理体制の整備について
ア．当社グループのリスク管理に関する基本方針について定める。
イ．リスク管理に関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
ウ．本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置く。
エ．当社グループのリスク管理に係る計画を策定するとともに、当社直接出資会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗状況・達成状況を把握・評価する。
オ．役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

（3）業務執行体制の整備について
ア．主要な取締役会決議・報告事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において、予備討議を行う。
イ．業務の円滑かつ適切な運営を図るべく、当社組織の機構・分掌及び役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を取締役会が定める。
ウ．社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。

（4）経営の透明性確保について
ア．会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。
イ．経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

（5）当社グループ管理体制の整備について
ア．当社グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。
イ．当社グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社がグループの戦略目標との整合性、リスク管理面、コンプライアンス面等の観点から検証を行う。
ウ．子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。
エ．当社は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。

（6）情報の保存・管理体制の整備
ア．株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。
イ．情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。

（7）内部監査体制の整備について
ア．業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。
イ．当社グループの内部監査態勢整備方針及び内部監査計画を策定のうえ、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等

に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。
ウ．内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会に報告する。

（８）監査役監査に関する体制の整備について
ア．監査役の職務を補助すべき社員
（ア）監査役の求めに応じて、監査役の職務の執行を補助するため監査役室を設置し、室長1名を含む相当数の社員を配置する。
（イ）監査役室員は監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助する業務を行う。監査役室員の人事及び処遇関係については監査役と事前に協議する。
イ．監査役への報告体制
・取締役、執行役員及び社員は以下の事項（子会社等に係るものを含む）について監査役に報告する。
（ア）会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、法令又は定款に違反する重大な事実
（イ）コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容
（ウ）内部監査の実施状況及びその結果
（エ）業務執行の状況その他監査役が報告を求める事項
・取締役、執行役員及び社員は、前項の報告をした者に対し報告したことを理由として不利益な取扱いを行わない。
ウ．その他監査役監査の実効性確保のための体制
（ア）取締役、執行役員及び社員は、監査役の監査活動に誠実に協力する。
（イ）監査役は、取締役会、経営会議のほか、監査役が必要と認める会議に出席することができる。
（ウ）代表取締役は、定期的に及び監査役の求めに応じ、監査役と意見交換を行う。
（エ）内部監査部門は、定期的に及び監査役の求めに応じ、監査役と意見交換を行う。
（オ）監査役は、必要があると認めるときは、内部監査部門による追加監査の実施その他必要な措置を求めることができる。
（カ）取締役は、監査役の求めに応じ子会社等に当社監査役と兼職する監査役を配置するなど、監査役による当社グループ全体の監査の実効性確保のための体制を整備する。
（キ）取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役の職務の執行に必要な費用について支出する。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（１）基本的な考え方
内部統制基本方針において、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。」旨、定めており、また、当社グループの役員及び社員が遵守すべき「行動規範（バリュー）」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いていく」旨、定めております。

（２）整備状況
反社会的勢力への対応に係る統括部署、外部専門機関との連携部署等を設置するとともに、不当要求防止責任者を設置しております。また、 コンプライアンス・マニュアル等を整備し反社会的勢力への対応について役職員への周知・研修等を実施するとともに、反社会的勢力に関する情報については統括部署が一元管理し反社会的勢力との取引排除に活用する等、反社会的勢力との取引排除に向けた各種体制を整備しております。
当社グループ各社においても、反社会的勢力との対応について、当社と連携して各種体制を整備しております。

Ⅴ その他

１．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

別表

【取締役候補者の個々の選任理由】

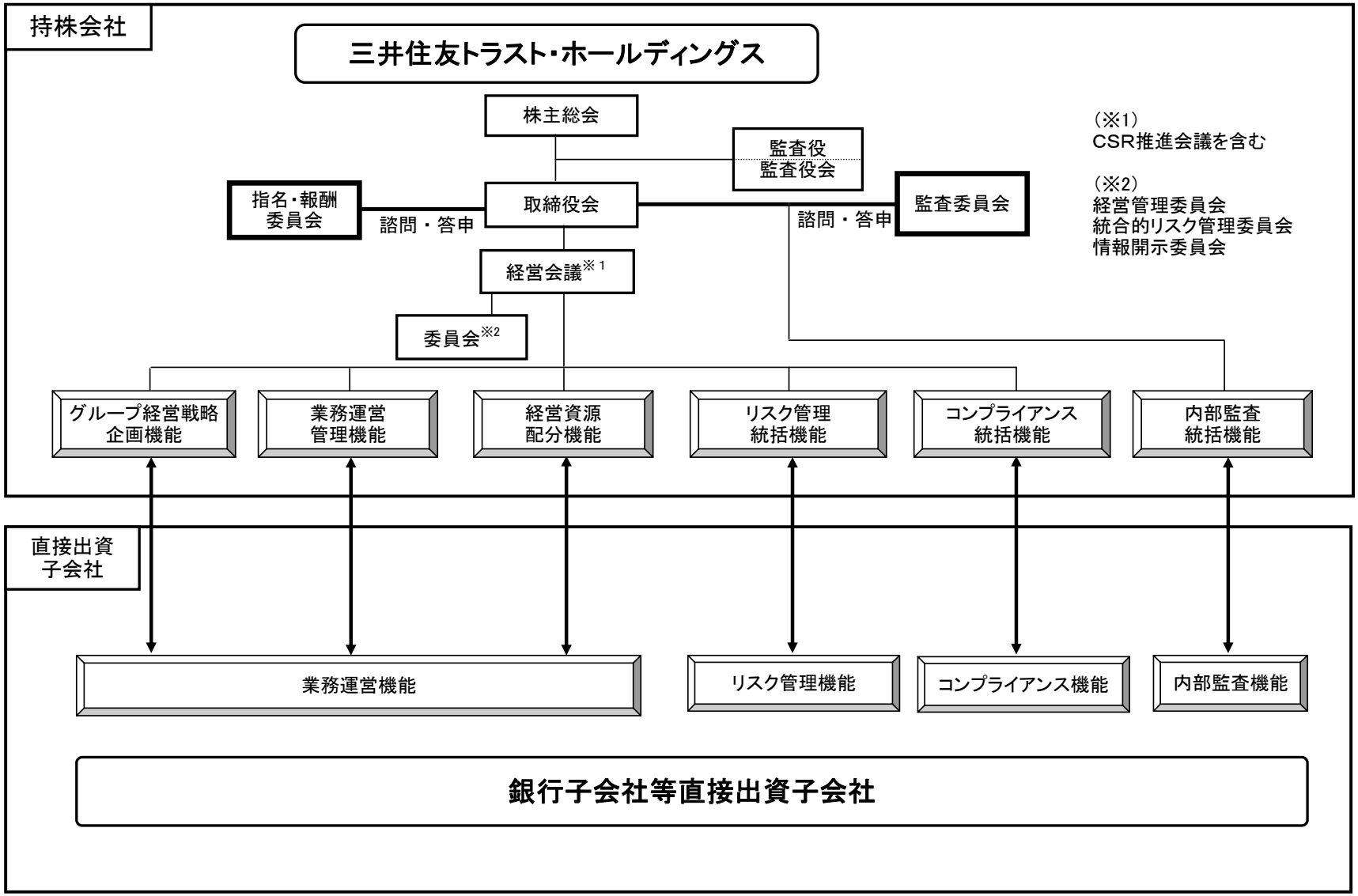
取締役(候補者)の氏名	役 職	選 任 理 由
常 陰 均	取締役会長 (代表取締役)	経営企画部門や受託事業部門の部長職等を歴任したほか、すでに当社取締役会長を約4年間、三井住友信託銀行(旧住友信託銀行含む)取締役社長を約7年半に亘り務め、当社グループの企業価値の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、銀行業務における社会的な責任・使命、及び信託業務における受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから選任しました。
北 村 邦太郎	取締役社長 (代表取締役)	経営管理部門やホールセール事業統括部門の部長職等を歴任したほか、すでに当社取締役社長並びに三井住友信託銀行取締役会長を約4年間に亘り務め、当社グループの企業価値の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、銀行業務における社会的な責任・使命、及び信託業務における受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから選任しました。
岩 崎 信 夫	取締役副社長 (代表取締役)	ホールセール事業や経営企画部門における業務経験、及び経営企画部長等を歴任したほか、すでに当社取締役副社長並びに三井住友信託銀行取締役副社長を約3年間に亘り務め、当社グループの企業価値の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、銀行業務における社会的な責任・使命、及び信託業務における受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから選任しました。
服 部 力 也	取締役副社長 (代表取締役)	ホールセール事業統括部門の部長職や同事業統括役員を歴任したほか、すでに当社副社長執行役員並びに三井住友信託銀行取締役副社長を約2年間に亘り務め、当社グループの企業価値の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、銀行業務における社会的な責任・使命、及び信託業務における受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから選任しました。
大久保 哲 夫	取締役 専務執行役員	経営管理部門における業務経験や業務部長等を歴任したほか、すでに当社取締役専務執行役員並びに三井住友信託銀行取締役専務執行役員を約2年間に亘り務め、当社グループの企業価値の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、銀行業務における社会的な責任・使命、及び信託業務における受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから選任しました。
越 村 好 晃	取締役 常務執行役員	経営管理部門における業務経験や業務部長等を歴任したほか、すでに当社常務執行役員を約2年間、三井住友信託銀行常務執行役員を約3年間に亘り務め、当社グループの企業価値の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、銀行業務における社会的な責任・使命、及び信託業務における受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、当社の経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後も当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから選任しました。

別表

【監査役候補者の個々の選任理由】

監査役(候補者)の氏名	役 職	選 任 理 由
杉 田 光 彦	常任監査役	旧住友信託銀行において審査部長やホールセール事業統括役員等を歴任したほか、すでに当社監査役を約4年間に亘り務め、当社の経営の健全性及び透明性の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する資質と見識を備えており、今後も当社の経営の健全性及び透明性の向上への貢献が期待できることから選任しました。
上神田 隆 史	常任監査役	三井住友信託銀行(旧中央三井信託銀行を含む)において審査部長や総務部、審査部の統括役員等を歴任したほか、すでに当社監査役を約2年間に亘り務め、当社の経営の健全性及び透明性の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する資質と見識を備えており、今後も当社の経営の健全性及び透明性の向上への貢献が期待できることから選任しました。

グループの経営管理体制



<三井住友トラスト・ホールディングスの適時開示体制の概要>

1.　基本的な取り組み方針

当グループは、企業情報の適正かつ公正な開示により、経営の透明性を確保していくことを全役職員の遵守基準に掲げ、「情報開示規程」、「情報開示規則」を定め、会社法、銀行法、金融商品取引法等の関連法令および諸規則などに則った開示を行うための内部統制態勢を整備しています。この基本的な考え方に基づき、情報開示のあり方を社内外に周知し適切な運営を図っていくために「ディスクロージャーポリシー」を制定し、会社情報の適切な開示により、企業経営の透明性確保に努めています。

2.　取り組みの概要

当グループでは、経営関連情報を適時、正確かつ公平に開示するため、情報開示委員会を設置し、経営関連情報およびそれに該当する可能性のある情報に関する開示の要否および開示の妥当性、情報開示に係る体制整備・運用の適切性について検討しています。

